



報道関係者 各位

令和2年8月24日（月）

【照会先】

長崎労働局総務部総務課

総務課長 橋本 堅治

総務企画官 宮本 浩一

（代表電話）095-801-0020

長崎労働基準監督署の職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

昨日、令和2年8月23日（日）、長崎労働基準監督署（長崎市岩川町16-16長崎合同庁舎2階。以下「長崎署」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、主に労働基準関係法令に係る監督・指導等業務に従事しておりましたが、親族が8月22日（土）に感染が確認されたことから、当該職員も濃厚接触者として同日PCR検査を受けたところ、8月23日（日）に感染が確認されたものです。

当該職員の最近2週間程度の勤務状況としては、8月8日（土）から16日（日）までの間は休暇、17日（月）からは常時マスクを着用し、窓口には飛沫防止ビニールシートを設置の下で通常出勤（終日）、翌18日（火）は出勤したものの、発熱のため午後早退して医療機関を受診後は自宅療養しております。

保健所によると、利用者に濃厚接触が疑われる方はおられません。一方、長崎署の職員で当該職員と濃厚接触が疑われる者は確認中とのことです。こうした事情から、現在、長崎署においては臨時閉庁しておりますが、今後、保健所が職場における濃厚接触者を確定させるとともに、庁舎内の必要な消毒措置を十分に行ったことについて保健所の了解を得た後、地域住民の皆様にもお知らせした上で、通常どおり開庁して業務を行う予定としております。

利用者の皆様方には、ご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、長崎署では、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。